

# 水道料金についてお知らせ

水道料金の改定につきましては、村行財政改革に伴う水道料金改定10ヶ年計画(平成18年度策定)に基づき計画的に実施してきましたが、平成22年度からは経済情勢等を考慮し、水道料金を据え置いてきました。しかし、本村の水道事業の運営については、施設等の修繕費用の増加、また、人口減少に伴う給水料金の減少等により厳しい状況となっています。

このような状況の中で、平成26年度の水道料金については、現時点での経済状況等を勘案致しました結果、料金の改定は据え置くことと致しました。しかしながら、政府において、平成26年4月1日から消費税率を5%から8%に引き上げることとなり、これにより国から消費税率の引き上げに向け、適切な対処を求める通知がありました。

本村ではこのことを踏まえ、税負担の円滑かつ適正な転嫁を基本として消費税率引き上げ分の料金改正を行います。

## 水道料金表

改正前

専用給水栓	第1種 公共施設用	1 基本料金	2箇月20立方メートルまで	2,500 円
		2 超過料金	1立方メートルにつき	180 円
	第2種 家事用	第1種に同じ		
第3種 営業用		第1種に同じ		
供用給水栓		専用給水栓第1種に同じ		
消火栓		無料		

(上記金額には消費税及び地方消費税が含まれています。)



改正後

専用給水栓	第1種 公共施設用	1 基本料金	2箇月20立方メートルまで	2,570 円
		2 超過料金	1立方メートルにつき	183.6 円
	第2種 家事用	第1種に同じ		
第3種 営業用		第1種に同じ		
供用給水栓		専用給水栓第1種に同じ		
消火栓		無料		

(上記金額には消費税及び地方消費税が含まれています。)

計算の結果1円未満の端数が出たときには切り捨てます。

※専用給水栓 1世帯又は1箇所で専用するもの

※供用給水栓 2世帯若しくは2箇所以上で供用するもの

※消火栓 消防用に使用するもの

## 水道料金に関する経過措置

平成26年4月1日前から継続して供給又は提供している水道については、消費税率の経過措置により平成26年5月検針において確定した料金は、旧税率が適用されます。

本村では皆さんに清浄で安全な水を供給するために、施設の管理を適正に行い、水道法に定める水質検査計画に基づいて、適切な水質検査を実施し、村民の皆さんのが安心、信頼して利用していただけるよう努めています。

また、水道事業は、皆さんの水道料金によって支えられておりますが、水道水の利用量の減少が続いており、水道料金の収入が伸び悩んでいます。

今後、皆さんにより多く水道水を利用していただくことが、水道料金の軽減につながりますのでご協力をよろしくお願ひいたします。